

平成 25 年 5 月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」ほか関連 4 法が成立・公布されました。



※マイナンバー制度をかたる不審な問い合わせご注意ください※

マイナンバー制度によって、役場から村民の皆様へ個人情報（住所、氏名、マイナンバーなど）を電話等で確認することはありません。また、住所等の確認と称して郵送やメール等で返信を求めたり、マイナンバーに関連して現金の振り込みを求めたりすることもありません。

このような不審な電話などがあった場合は、警察相談専用電話「#9110」または総務課にご相談ください。（緊急の場合は「110」番してください。）

詳しくはこちらをご覧ください。

[マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得にご注意ください！（消費者庁ウェブサイト）](#)

目的

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行い、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的とする制度です。

国が期待する効果はこちらをご覧ください。

[マイナンバーって、何？（内閣官房ウェブサイト）](#)

マイナンバーとは

マイナンバーとは、住民票を有する全ての方、一人ひとりに通知される 12 桁の番号です。

利用範囲

社会保障・税・災害対策の各分野で制度が導入されます。

今後の予定

平成 29 年 1 月 国の機関の間で情報連携開始

国の機関の間でマイナンバーを活用した情報連携が開始されます。

平成 29 年 7 月 国・地方公共団体等の間で情報連携開始

国・地方公共団体等の間でマイナンバーを活用した情報連携を開始します。

「通知カード」及び「マイナンバーカード（個人番号カード）」 について

通知カードとは

通知カードは、住民票を有する全ての方に割り振られた、個人番号（マイナンバー）を通知するためのカードで、券面に氏名、住所、生年月日、性別（基本 4 情報）、マイナンバーが記載されます。

マイナンバーカードとは

マイナンバーカードとは、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーを記載し、本人の写真を表示したもので、本人確認書類として使用することができます。

なお、マイナンバーカードの交付は、希望者のみに行います。

詳しくはこちらをご覧ください（内閣官房ウェブサイト）。

[通知カードについて](#)

[マイナンバーカードについて](#)

マイナンバーの利用

国の行政機関や都道府県、市町村の窓口へ提出する書類の一部にマイナンバーの記入が求められます。

本人確認の措置

行政機関や事業者が、本人からマイナンバーを記載した書類の提出を受けるときは、以下の確認が必要とされています。

1. 正しい番号であることの確認（番号確認）
2. 番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）

民間事業者における対応

民間事業者においても、税や社会保障の手続で、従業員などのマイナンバーを取り扱うこととなります。

詳しくはこちらをご覧ください。

[事業者編マイナンバー制度が、はじまるとどうなるの？（政府広報オンライン）](#)

個人情報管理

- 法律に規定があるものを除いて、マイナンバーを含む個人情報を収集したり、保管したりすることを禁止しています。
- 特定個人情報保護委員会という国の第三者機関が、マイナンバーが適切に管理されているか監視・監督を行います。
- 法律に違反した場合の罰則は、個人情報保護法よりも重くなっています。
- 個人情報を特定の機関に集約するのではなく、従来通り、機関ごとに分散して管理します。
- 行政機関の間で情報のやりとりをするときも、マイナンバーを直接使わず、別の番号に置き換えます。
- システムにアクセスできる人を制限し、通信する場合は暗号化を行います。
- マイナンバーを利用する事務については、法律等に基づき、特定個人情報保護評価を実施します。

特定個人情報保護評価

特定個人情報保護評価は、マイナンバー制度の枠組みの下での制度上の保護措置の一つです。

詳しくはこちらをご覧ください。

[特定個人情報保護評価とは（特定個人情報保護委員会ウェブサイト）](#)

村民の皆様へのお願い

マイナンバーは、手続きのために行政機関等に提供する場合以外、むやみに他人に教えることがないように注意してください。

また、他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰の対象となります。

その他、制度の詳細はこちらをご覧ください。

[マイナンバー社会保障・税番号制度（内閣官房ウェブサイト）\(外部リンク\)](#)

マイナンバーコールセンター

マイナンバー制度に関して、ご不明な点は、国のコールセンターへお問い合わせください。

内閣官房マイナンバー総合フリーダイヤル

【日本語対応窓口】電話番号：0120-95-0178（無料）

※一部 IP 電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、電話番号：050-3816-9405 におかけください。（有料）

【対応時間】平日午前 9 時 30 分から午後 10 時まで、土日祝午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分まで（

事務担当：住民課 電話 0241-75-2502